

## 第11回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

### 1. 会議の日時及び場所

日時：令和5年6月19日 18：00～19：40

場所：赤坂インターシティコンファレンス4階the Green

### 2. 議事次第

- ・開会
- ・挨拶（岡田国務大臣）
- ・委員紹介
- ・会長の選任
- ・ギャンブル依存症対策推進基本計画（令和4年3月25日策定）  
令和4年度までの進捗状況について
- ・閉会

### 3. 出席委員

阿部恭久委員

池田文隆委員

大嶋栄子委員

岡崎直人委員（リモート出席）

黒沢幸子委員（リモート出席）

佐藤しのぶ委員（リモート出席）

谷杉典子委員（リモート出席）

辻本哲士委員

野崎史生委員

浜田節子委員

樋口進委員

堀井洋幸委員（リモート出席）

増田悦子委員

山口英彰委員

ユウ委員（リモート出席）

吉倉和宏委員

#### 4. 議事概要

○小西参事官 それでは、少し定刻より早いかもしれませんが、ただいまから第11回の「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。また、オンラインで御出席いただいている先生方におかれましても、御参加をありがとうございます。

私は、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局で参事官をしております小西と申します。会長を選任いただくまでの間、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、本日は、ギャンブル等依存症対策推進担当大臣である岡田直樹国務大臣に御出席をいただいておりますので、岡田大臣より御挨拶をいただきます。

○岡田大臣 皆様、お疲れさまでございます。御紹介をいただきましたギャンブル等依存症対策推進担当大臣の岡田直樹でございます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、この遅い時間にもかかわらず、大変御多用の中、まげて会議に御出席いただきましたことを、心からお礼を申し上げたいと思います。

皆様もう御承知のとおり、ギャンブル等依存症を取り巻く状況というものも、昨今のコロナ禍を経て大きく変わってきていると私は思います。国会でも質問が出まして、それに対して御答弁も申し上げておることでもありますけれども、公営競技におけるインターネット投票が大きく増加をして、ギャンブル等へのアクセスが容易になった。そして、依存症を防ぐための対策がますます重要になってきているということが一つあると存じますし、また、これも度々国会でも注意喚起を申し上げていることでもありますけれども、オンラインカジノは国内からアクセスをすれば違法であり、犯罪を構成するといったことも申し上げていて、こうした違法なギャンブルへの対応というものも大きな課題になろうかと思えます。

こうした変化を的確に捉えて柔軟に対応していくためには、本日お集まりをいただきました皆様をはじめ、当事者の方々の御経験も踏まえて、各分野の第一線で実際に御活躍されている方々の専門的な知見がどうしても必要でございます。政府の施策にこれを生かしていくことが極めて重要と考えております。

本日の会議は、第3期となる委員の皆様方が任命されてから初めての開催というところでありますが、どうか皆様におかれましては、それぞれのお立場から、ぜひ忌憚のない御意見、御議論を賜れば幸いと、このように考えております。

私も担当大臣として、ギャンブル等依存症によって不幸な状況に陥る方がいなくなるように、また、健全な社会を構築していくために、引き続き全力を尽くしてまいりたい決意でございます。どうか今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、冒頭、簡単ではございますが、心から皆様をお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○小西参事官 ありがとうございます。

岡田大臣は、御公務のためこれで退室されます。

報道機関の方も、どうぞ御退室をください。

委員の皆様はしばらくお待ちいただけますでしょうか。

(岡田大臣退室)

(報道関係者退室)

○小西参事官 それでは、再開をいたします。

議事に入る前に、今回は委員が改選されてから初めての会議開催となりますので、委員の皆様を御紹介いたします。お手元の参考資料1、委員名簿に沿って御紹介をさせていただきます。

阿部恭久委員。

池田文隆委員。

イワミ委員は、本日は御欠席となります。

大嶋栄子委員。

岡崎直人委員。

黒沢幸子委員。

佐藤しのぶ委員。

谷杉典子委員。

辻本哲士委員。

野崎史生委員。

浜田節子委員。

樋口進委員。

増田悦子委員。

山口英彰委員。

ユウ委員。

吉倉和宏委員。

以上17名の皆様は、令和5年3月15日付または6月12日付で、内閣総理大臣から委員の任命をされております。

なお、この会議の定足数は、ギャンブル等依存症対策推進本部令第三条第一項で過半数となっており、本日の出席者は16名でございますので過半数に達しており、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長の選任に移りたいと思います。推進本部の第二条第一項に、「関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任する」と規定されております。どなたか委員の方、御推薦ございますでしょうか。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員 先ほど委員の御紹介がありましたけれども、この関係者会議は、依存症の御本人やその家族の方、ギャンブル等関連の事業者の方、第三者的な専門家的な立場の方で構成されています。

そうしますと、やはり会長は、第三者的な立場の方が就くのがよろしいのではないかと考えております。

この関係者会議の第1期、第2期も会長を務められ、国の中核的な医療機関であります久里浜医療センター名誉院長・顧問の樋口先生がいらっしゃいますので、会長には最適ではないかと考えております。

○小西参事官 増田委員、ありがとうございました。

ほかに御推薦がなければ、ただいまの増田委員からの御意見のとおり、樋口委員に会長に御就任いただくということでいかがでしょうか。

御異議がないようでございますので、樋口委員に会長に御就任いただくことで決定をいたしました。

それでは、樋口会長、恐縮でございますが、会長席にお移りをいただきたいと存じます。

(樋口会長、会長席へ移動)

○小西参事官 大変申し訳ありません。先ほどの委員の紹介の場面で堀井委員の紹介が抜けておりました。おわびいたします。

○堀井委員 山形の堀井です。よろしく申し上げます。

○小西参事官 そうしましたら、推進本部令第二条第二項に「会長は、会務を総理する」と規定されておりますので、今後の議事運営につきましては樋口会長にお願いをいたす存じます。

また、推進本部令第二条第三項に、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とありますので、今回、樋口会長から会長代理について御指名をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○樋口会長 樋口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

第3期においても会長を務めさせていただきます。お願ひいたします。

ただいま事務局から会長代理の指名についてお話がありました。

会長代理は、ギャンブル等依存症問題に関する専門的な知識を有し、かつ、第1期、第2期から本会議に携わっていただいている方がよいと考えて、岡崎委員にお願いしたいと考えております。

岡崎委員、よろしいでしょうか。

○岡崎委員 承知いたしました。お引き受けいたします。

○樋口会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事を進めてまいりたいと思っております。

まず、第3期の委員となって初めての会議となりますので、会議の運営方法について、事務局から御説明をお願いします。

○小西参事官 それでは、お手元の参考資料3「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議運営規則」を御覧ください。

第1条では、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策推進本部令に定めるもののほか、この規則に定めるとしております。

第2条では、会議招集の方法の規定を置いております。招集の方法については、対面による実開催だけでなく、書面やオンラインの開催を念頭においた規定としております。このほか、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができることが規定されております。

第3条では、会議の公開について、第4条において議事録の公開に関する規定を置いております。会議については非公開、議事録や資料は原則公開となりますが、非公開とできる場合を定めております。

事務局からの説明は以上でございます。

○樋口会長 会議の運営方法につきまして、ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問がないようなので、先に進めたいと思います。

また、本日の議事録については、後日議事録を公表させていただきたいと考えています。よろしくお願ひします。

それでは、本日は第3期となって初めての会議であり、このメンバーでギャンブル等依存症対策について議論を進めてまいります。今期、新たに就任された委員から、自己紹介をそれぞれ1分程度でお願いしたいと存じます。

それでは、まず池田委員、よろしくお願ひいたします。

○池田委員 ありがとうございます。御紹介いただきましたグレイス・ロードの池田と申します。

グレイス・ロードは、2015年に山梨県でギャンブル依存症の回復支援施設を開設して、2019年には東京のほうにも同じような施設を開設しています。

私自身も過去、ギャンブル依存症の当事者として、ギャンブルがやめたくてもやめられないという経験を長い間してきて、運よく回復支援施設につながって、回復プログラムを経て、現在はピアスタッフとして、仲間の回復支援に取り組んでまいっています。

現在、山梨の施設には約60名、東京で約30名が入所して、回復プログラムに取り組んでいます。延べ入所人数は300人を優に超えているというところになっています。

また、全国から電話などでギャンブル問題にお困りの方からの御相談も受けているのですが、本当に困っている方々の声に耳を傾けているという日々を過ごしています。今回、このような委員に選出いただきまして、実際に現場のほうでギャンブル問題にお困りの方の声だったり、御家族の声だったりをお場で発言していければと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、イワミ委員ですが、本日は御欠席のため、事務局から発言をお願いいたします。

○小西参事官 イワミ委員でございますが、ギャンブル等依存症の当事者で、現在は、島根県で自助グループを主催するなどの活動をしておられます。御本人の希望でアノニマスネームでの御参加となります。

事務局からは以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、次は大嶋委員、よろしくお願いいたします。

○大嶋委員 北海道札幌市から参りました特定非営利活動法人リカバリー代表の大嶋と申します。

私どもは、主に女性のギャンブル依存をはじめ様々な依存当事者の方たちの回復のためのサポートをする施設を運営しております。当法人は指定相談支援事業所をやっておりまして、ここでは様々な相談を受けております。近年、女性のギャンブル問題も少しずつ相談が増えているところでございます。

また、リカバリーは現在、法務省矯正局から委託を受けまして、札幌にございます女子の刑務所の中で覚醒剤依存の形のプログラムを実施しているのですが、実はこの覚醒剤の使用の方たちの中にも、ダブルのアディクションとしてのギャンブルの問題が非常に深刻にあります。こういった観点から、委員として、皆様と一緒に協議をさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、次は谷杉委員、よろしくお願いいたします。

○谷杉委員 ありがとうございます。

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部長の谷杉でございます。このたびは、自治体からの会議の場に参加する機会をいただきまして、大変にありがとうございます。

私は、自治体の保健福祉分野の中でも、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所など、福祉分野の幾つかの相談支援機関を所管する立場から参加をさせていただいております。この会議の場を通じて、関係事業者の皆さんや国等の動きについて深く知るとともに、自治体の相談支援機関等での取組を知っていただくことができればと思っております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

次は、辻本委員、よろしくお願いいたします。

○辻本委員 全国精神保健福祉センター長会の辻本です。所属は滋賀県の精神保健福祉センターなのですが、精神医療センターという医療の部分にも携わってございまして、保健福祉

医療全般的なところからの意見が言えればと思います。

精神保健福祉センターは、地域の精神保健福祉の中核になっていまして、ギャンブルの依存症以外にも、アルコールだとか、自殺対策だとか、メンタルヘルス全般に行政機関として関係しております。全国に69センターありまして、ギャンブルの相談をセンターでこんなにたくさん受けているのかというところで、大きな役割とっております。

皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、堀井委員、よろしくお願いいたします。

○堀井委員 堀井です。よろしくお願いいたします。

このたびは貴重な機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

山形県はもちろんIRの計画もございませんし、20年前に上山競馬場という地方競馬が経営難で廃止になって以来、公営競技も県内にはありません。最近パチンコやパチスロ店もだんだん少なくなっている印象も受けますし、もともと娯楽の少ない土地ではあるのですけれども、そういったギャンブルには一見なかなか関わるできない土地という印象なのですが、ところが、精神保健福祉センターでのギャンブル依存症の相談件数はコロナ禍の中でも増加傾向を示しております、非常に危惧しております。インターネット等でのアクセスが容易になったということで、心理的なハードルも下がっているのかなということを感じるところでございます。

今後、IRが進む中で、この問題に関して、国、自治体、関係機関、民間団体、企業等々、一丸となってオールジャパンで取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、今回も、自治体としてギャンブル依存症に対してどう向き合っていくのかというのを、委員の皆さんのお話をお聞きしながらいろいろ勉強していきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

続きまして、山口委員、よろしくお願いいたします。

○山口委員 日本中央競馬会の山口でございます。

日本中央競馬会でございますので、中央競馬の実施によりまして、その売上げをお客様に払戻すという形で事業をやっておりますが、一方で、国庫納付金という形で、社会福祉や畜産振興など、そういった事業に充てるための資金をつくっているところでございます。

ギャンブル依存症に関しましては、当方としても当然対応すべき問題だと考えておるところでございます、これまでも様々な対策を実施してきております。「ほどよく楽しむ大人の遊び」というキャッチフレーズもつくっておるのですけれども、皆さんが健康で、健全な娯楽として競馬が楽しめるよう、今日参加させていただいたこの関係者会議の皆様方の御意見等も踏まえながら、対策を検討してまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

さて、本日の進め方ですけれども、まず、事務局からギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和4年度までの進捗状況を説明いただき、質疑応答の後、各委員から自由に発言をお願いすることとします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○小西参事官 資料1-1、令和4年度ギャンブル等依存症対策推進基本計画フォローアップ概要版について御説明をいたします。こちらは、令和4年3月25日に変更されました基本計画に関する令和4年度における進捗状況の説明資料でございます。本文は資料1-2となっておりますが、約50ページにわたる資料になりますので、本会議では資料1-1の概要を用いて説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページでございます。関係事業者のうち公営競技の事業者の取組でございます。

1番、「広告・宣伝の在り方」についてですが、広告・宣伝については、広告が射幸心をあおらないようにするとともに、節度ある購入を促すといった配慮が重要であることを踏まえまして、令和4年3月に全国公営競技施行者連絡協議会におきまして、公営競技に関する全国的な指針を作成いたしました。これを踏まえまして、令和4年度は、各関係事業者においてさらなる対策の推進を図るため、各関係事業者においても広告・宣伝指針を策定の上、運用を開始しております。具体的に申し上げますと、令和4年3月にモーターボート、令和4年7月に競馬、令和5年1月に競輪・オートレースでそれぞれ広告・宣伝指針が策定をされております。また、普及啓発の推進に資するよう、ギャンブル等依存症啓発週間におきましては、各事業者においても積極的な啓発活動を実施しております。

2番目の「アクセス制限等」でございますけれども、利用者本人や御家族の申請に基づいて、競技場への入場あるいはインターネット投票をできないようにするというアクセス制限を実施しているほか、インターネット投票に関しましても、利用者御本人の申告に基づいて購入限度額設定を導入するなどの取組を進めております。購入限度額設定システムについては、令和4年度に競輪・オートレースでの導入が進められ、令和4年度で全ての公営競技において導入が完了をしております。

このほか、公営競技場及び場外発売所に設置しているATMも、令和4年度において全ての撤去が完了しております。

このほか、インターネット投票の利用者に対して、アクセス制限や購入限度額設定のより一層の周知を図るため、投票サイトにおいて、こういった制度を視覚的に訴えるための表示方法を検討しているところでございます。

次のページに参ります。ここでは、アクセス制限や購入限度額設定の実施件数を記載しております。

アクセス制限につきましては、令和5年3月末時点で、競馬5,133件、競輪1,380件、オートレース176件、モーターボート競走2,748件、合計で9,437件となっております。

また、インターネット投票における購入限度額設定の実施件数につきましても、競馬が



32,238件、競輪16,518件、オートレース580件、モーターボート競走323件、合計49,659件となっておりまして、これらの制度は着実に利用が広がっているところです。

3番目の「相談・治療につなげる取組」といたしましては、公営競技カウンセリングセンターあるいは予防回復支援センター等、相談窓口の周知を徹底しているほか、ギャンブル等依存症の早期発見・早期予防につなげるため、セルフチェックツールを開発いたしまして、こちらの周知を行っております。

このほか、依存症対策の体制整備といたしまして、責任者や担当者などの選任、あるいは研修の実施等々を行っているところでございます。

以上、公営競技でございます。

次のページに参ります。資料の3ページ、4ページでございますが、パチンコの取組に参ります。

1番目の「広告・宣伝の在り方」につきましては、令和元年度に策定をいたしました全国的な指針に基づいた広告・宣伝という取組を進めるとともに、年間を通じた遊技客への啓発を進めているところです。

また、2番目のアクセス制限の取組といたしましては、自己申告・家族申告プログラムの利用促進にも努めているところでございます。自己申告・家族申告プログラムにつきましては、導入店舗数が令和4年12月末で5,725件と、全店舗数の75%まで広がっているところで、こちらにも着実な導入が進んでいるところでございます。

次のページに参ります。

3番目の「相談・治療につなげる取組」でございます。民間団体への経済的支援などを実施しておりまして、令和4年度におきましては8件1,110万円の助成をしているところです。

また、パチンコへの依存問題の相談機関といたしまして、リカバリーサポート・ネットワークを運営しているのですけれども、こちらにつきましても相談体制あるいは機能の充実強化を図っています。

また、4番目の「依存症対策の体制整備」といたしましては、パチンコへの依存防止対策の専門員ということで、安心パチンコ・パチスロアドバイザーのホールへの配置を進めておりまして、これらのアドバイザーの方々への講習内容充実など、制度の運用改善にも努めているところであります。

次のページに参ります。資料の5ページ以降でございますが、各省庁の取組となります。

まず5ページ目でございますが、「予防教育・普及啓発」に係る取組です。

最初の部分ですが、ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討及び実施ということで、内閣官房のほうで令和4年度にギャンブル等依存症の有識者等から普及啓発に関する意見をいただくなどして検討を行いました。有識者等からは、インターネットにおける広報啓発の強化、あるいは動画掲載など視覚に訴える工夫をすべきではないかというような御意見を頂戴いたしました。

令和5年、先月のギャンブル等依存症問題啓発週間では、こういった御意見を踏まえまして、これまでの啓発ポスターに加えまして、SNS動画、具体的にはユーチューブのほうに動画広告を掲載したり、あるいは当事者による体験談動画の作成、池田さんに御出演いただいたのですけれども、こういったものを通じまして、若年層、いわゆるスマホなどを多く使う、こういった方にも訴求をし得るような取組を行ったところではあります。

このほか、そちらにいろいろポスターを示しておりますけれども、関係省庁においても普及啓発活動を積極的に行っており、シンポジウム・イベントの実施であるとか、依存症啓発サポーターの起用などを厚労省等で行っていたりなどしております。

また、予防教育といたしましては、令和4年度より学習指導要領が新しくなっております。高等学校の保健体育において、精神疾患の一つとしてギャンブル等を含めた依存症が取り上げられるということになっております。

6ページ目に参ります。依存症対策の基盤整備についてでございます。

まず、各地域の包括的な連携協力体制の構築ということで、ギャンブル等依存症対策は様々な分野との関わりが重要であることから、関係する機関の連携が大変重要でございます。これを踏まえて、依存症対策としては関係機関の連携協力の体制構築を進めてきたところでございますが、より一層の協力体制の構築を図るため、令和4年度に連携会議の設置促進、あるいは関係団体への積極的な参画を呼びかける通知を厚労省及び関係省庁から出しているところでございます。

結果として、令和4年度末では、全体で67の都道府県・政令市のうち48団体で連携会議が設置されております。なお、設置団体及び開催状況の詳細につきましては、こちらの資料の8、9ページの参考①に詳細をまとめてございます。

6ページに戻りまして、都道府県のギャンブル等依存症対策推進計画につきましても、策定を促進してきたところでございます。令和4年度末においては、32の都道府県で策定済み、また今年度も13件で策定が予定されているところであります。ここも進んでいるということでございます。策定状況の詳細につきましては、同じ資料の10ページに参考②ということで具体的な都道府県をまとめてございます。

6ページに戻りまして、3番目の「相談支援・治療支援」でございます。

ギャンブル等依存症の相談拠点についても設置を進めてきたところでございますが、令和4年度におきまして、全ての都道府県・政令市での設置が完了しております。

また、専門医療機関、治療拠点機関につきましても設置を進めてきたところでございまして、令和5年3月末時点で専門医療機関は58団体、治療拠点機関につきましても43団体で設置済みとなっております。これらの機関の整備済み団体数は着実に増加をしております。詳細につきましては、資料の11ページの参考③に相談拠点、専門医療機関、治療拠点機関の設置一覧をまとめてございます。

次の7ページに参ります。

民間団体への支援といたしまして、依存症民間団体支援事業というものを厚労省のほう

で実施しております、これを通じて民間団体の取組への支援を行っております。

また、「人材の確保」といたしましては、医師をはじめとした医療関係者に対しまして、ギャンブル等依存症を養成課程あるいは研修課程等において取り扱うこととしております。

また、医療従事者向けの研修といたしましては、依存症対策全国センターにおきまして、依存症治療指導者養成研修、あるいは都道府県等が依存症医療研修を実施するなどしております。

6番目の「多重債務問題等への取組」といたしましては、貸付自粛制度につきまして、引き続き制度の周知、適切な運用を確保しております。

また、最近では、オンラインカジノといった違法なギャンブルが問題になったと承知しております。資料にもポスターをつけているのですけれども、こういったものに対応するため、警察庁では都道府県警察に対して、違法なギャンブル等の取締りの徹底について指示をしておりますほか、消費者庁と共にこういった啓発ポスターを作成するなどして、よりオンラインカジノが違法であるということの啓発に努めているところでございます。

事務局からの説明は以上となります。御意見等がございましたら、お願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました内容について御質問とか御意見がございましたら、挙手などで意思表示をお願いいたします。いかがでございましょうか。

大嶋委員、どうぞ。

○大嶋委員 教えていただきたいのですが、先ほどの御説明の中で、5ページに関係省庁の様々な取組で啓発ポスターなどが下のほうにずらっと並んでいる図がございまして、最後のほうの説明の7ページにありました、都道府県警察に対して違法なギャンブル等の取締りの徹底ということで、オンラインカジノのポスターも提示してございますけれども、5ページのポスターについてはいろいろなところでよく拝見する感じがございます。一方、オンラインカジノは犯罪ですというポスターは実は初めて拝見いたしまして、こちらはどんなふうに全国に提示されているのか御説明をいただければと思います。

○樋口会長 事務局、お願いします。

○小西参事官 事務局です。

オンラインカジノのポスターなのですけれども、まず警察庁のほうで、例えば都道府県警察といったところを中心に配付しているとか、あるいは消費者庁の関係機関にお渡ししていると聞いています。昨年10月に始まったということで、もしかしたらまだ従前のような厚労省の系統のところには渡っていないところもあるのですけれども、重要ですので、今後もポスターを増刷するなど、さらなる広報啓発に努めるということを警察庁及び消費者庁で検討しているということでございますので、これからはもっと見かける機会が増えていくようになっていくかなと思います。

○樋口会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 遊技産業ですけれども、我々のところにはもう頂いていまして、我々のほう

では組合員向けの会報誌などに掲載して、アナウンスするようにしております。

○樋口会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございますか。

浜田委員、どうぞ。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田でございます。

ただいま多重債務問題の取組でオンラインカジノのポスターのお話がありましたので、意見を申し上げます。オンラインでのカジノゲームなどの実態把握、具体的に注意喚起が必要ではあるのですけれども、若年層に向けて、今、御紹介がありましたとおり警察庁、消費者庁より啓発用ポスターを作成いただいておりますが、若年層はSNSなどを通じて情報収集を行っている傾向が強くと見受けられますので、SNSを通じてオンラインカジノは犯罪であるといったような啓発、広告が必要であると考えています。特にデジタルネイティブのZ世代に対しては、彼らの生活環境に近いところへのアプローチが必要であると思うのですけれども、今後、SNS、インターネットを通じての啓発の取組などは考えていらっしゃいますでしょうか。

お願いいたします。

○樋口会長 非常に大事な御指摘だと思いますが、いかがでございましょうか。

○警察庁 警察庁でございます。

先ほど指摘いただいた事項でございますが、国会等でも広報啓発をしっかりとやっていくべきという話が出てございますので、今後、インターネットを含めた広報啓発についてもしっかりと消費者庁と連携して検討したいと思っております。

○浜田委員 ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 御説明ありがとうございます。

私からは質問1点と意見をお伝えしたいと思います。

公営ギャンブルのほうにおきまして、インターネット投票の制限を訴えるための施策を行っていらっしゃるということです。また、パチンコのほうでは、自己申告・家族申告のプログラムの導入店が75%になったという成果があったと報告がありました。申告プログラムを導入されているという状況の中で、実際に利用している利用者数の推移が私のほうで分からなかったものですから、それを教えていただきたいと思っております。

また、意見なのですけれども、オンラインカジノに関しても、大学生などが実際に違法だということを理解しないでやっているというケースが見受けられますので、消費者教育というのは非常に大事だと思います。大学生だけではなくて、今、コロナ禍におきまして、子供たちの在宅率が高かったというところから、オンラインゲームは非常に相談が多発しました。そうした中で、オンラインゲームからギャンブル依存症に移行するという可能性があります。子供が依存症になることによって、非常に長い人生を苦しむということにな

ります。多額のお金が使えない子供たちであっても、スマホ依存とか、今、実は占いサイトの依存とか、依存というものに移行しやすい世の中になっていると思いますので、そういうところからの消費者教育のみならず家庭教育などをしていかなければいけないのではないかなと思っているところです。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、質問がありましたので、お願いします。

○小西参事官 事務局です。

アクセス制限の実施件数について、直近3か年の分をお伝えできればと思います。詳細にわたりますので、本人・家族の別はここでは割愛させていただきます。

まず、平成30年12月末の時点では、こちらの資料にあるとおりです。

令和3年3月末でございますが、ちょっと早口で申し上げますけれども、中央競馬が2,344件で、地方競馬が680件、競馬はこちらの合計数になります。競輪が454件、オートレースが62件、モーターボート競走が670件、合計では4,210件です。

昨年、令和4年3月末でございますが、中央競馬が3,162件、地方競馬が982件、競輪が937件、オートレースが115件、モーターボート競走が1,340件、合計で6,536件という形になっております。

○樋口会長 今のは委員の中で資料は共有できないのでしょうか。後ほど結構です。

○小西参事官 公表資料でございますので、後ほど委員で共有いたします。

○樋口会長 お願いいたします。ありがとうございます。

増田委員、よろしゅうございますか。

○増田委員 ありがとうございます。

○樋口会長 そのほかはいかがでしょうか。

岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 私も制限のところ少し御質問させていただきたいのですけれども、アクセス制限の特に家族申告というのは、少数ですけれどもいらっしゃることなのですが、このアクセス制限と相談との関係に関してどうなっているのかということを知りたいのです。家族に申告されて、本人ができないということだと、本人のフラストレーションが大分たまるのではないかと思いますし、その場合に、適切な相談が伴わないと、いろいろ家族の間でもうまくいかない出来事があるのではないかと想像するのですけれども、アクセス制限と相談との関係について、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思っておりますし、私はアクセス制限と相談がセットになっていることが必要ではないかと考えておりますが、その点、確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○樋口会長 家族申告と相談の関係はいかがでしょうかということのようです。

○小西参事官 事務局のほうでお答えいたします。

まず、家族申告に関しましては、本人が医師からギャンブル障害の診断を受けていること、あるいは本人と家族の生計維持に重要な影響を及ぼしていることを証明することのい

ずれかが必要となっておりますので、そういう意味で、書類上はやり取りをしているというところでございます。

相談までは、個別にはやられていないということになりますかね。ただ、相談窓口などに関しましては、全体として公営競技事業者のサイトなどでは一生懸命周知をしているというところがございますので、今の段階では、家族申告というところで個別に面談をしているというところまではやっていないのですけれども、全体としてきちんと利用者あるいは家族の方に相談先というものが届く、そういった体制を築いているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

ただ、先生の御指摘は非常に重要かと思っておりますので、また考えていきたいと思っております。

○樋口会長 よろしいでしょうか。

○岡崎委員 了解しました。どうもありがとうございました。

○樋口会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

野崎委員、どうぞ。

○野崎委員 日司連の野崎でございます。

今の相談先の具体例みたいなものは、医療機関なのか、どこなのか。

○小西参事官 それは公営競技事業者のほうということでよろしいですか。

この資料の2ページにも書いているのですけれども、まずは公営競技のカウンセリングセンターだったり、予防回復支援センターだったり、公営競技事業者さんのほうで設置されている窓口の周知をされている。ほかにも、ところによっては精保センターなどの御紹介もされているところもあるのかなとは思っています。

○野崎委員 続きで、7ページの「多重債務問題等への取組」というところで、ある意味、予防的などころとしてこういうことがあるのだろうと思うのですが、ここまで進んでいる方は借金されている方が多いのだろうと思います。

御家族等がお返しになってしまうと、いわゆる優良顧客になってしまうので、また幾らでも貸してもらえると、どんどん悪循環が続いてくのかなと思ひまして、どこで断ち切るかというところで考えると、相談先には、我々司法書士会であったり、弁護士会、あと法テラス等をしっかり紹介して、そこを断ち切るというところにも積極的に踏み込むべきかなと思うという意見であります。

○樋口会長 ありがとうございました。

医療機関でも同じようなアプローチをしています。

吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 モーターボートの吉倉でございます。

ギャンブル依存症予防回復支援センターでは、24時間365日、全ての依存症の相談を受け付けています。紹介先のお話しがありましたが、参考までに、昨年度ですと、医療機関につないでいるのが11%、行政機関が8%、自助グループが6%、法テラスを含めた法的機

関が2%、あと面接等カウンセリングへの御案内が1%になっており、医療機関が相談先として一番多い状況です。その他の方には代替行動を勧めています、電話相談だけで終了することも多い状況です。

○樋口会長 ありがとうございます。貴重な資料ですね。

ほかいかがでしょう。

堀井委員、どうぞ。

○堀井委員 山形県健康福祉部長の堀井と申します。よろしくお願いします。

この場の議論になじむかどうかあれなのですけれども、個別具体的な要望になってしまっていますが、1点申し上げたいと思います。

今、山形県では、これまで専門医療機関としては1つの医療機関しかギャンブル依存症に対応してこなかったのですけれども、昨年から新たに2つの医療機関が対応することになって、医療体制が強化されております。

そうすると、必要なのはそれに対応する人材になりますが、今回の資料の7ページの「人材の確保」の4つ目の○に医療従事者の育成ということで、依存症対策全国センターにおいて依存症治療指導者養成研修を実施となっているのですけれども、これは樋口会長が名誉院長を務められております国立病院機構久里浜医療センターが中心となって行われているものと思います。これに関しては県内の医療者から非常に多くの参加要望をいただいているのですけれども、参加人数の制限がありまして、なかなか全員が受講できないという状況にあります。多い年ですと、受講希望者の3分の1ぐらいしか参加の割当てがないという年もございます。物理的な問題もあって限界もあるかもしれませんが、できるだけ多くの参加希望者が参加できるように、何とか御検討をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

私のほうが今の御意見を持って帰って、検討させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

浜田委員、どうぞ。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田でございます。

ギャンブル等依存症による多重債務問題との関係について、先ほど野崎委員からも多重債務問題に関するお話もありましたが、ギャンブル等依存症に多重債務問題が背後にあるケースも少なくないですから、多重債務問題の解決も避けて通れないと思うのですけれども、そのために基本的にあるのが、生活者が家計管理をしっかり行えるように、国民全体で金融リテラシーを向上させることも一つの解決策であると考えております。先ほどの7ページの「多重債務問題等への取組」の中で、貸付自粛制度についての記載もございます。また、資料1-2の45ページにおいても、こちらに関連して、金融庁が貸付自粛制度の取

組を行っているということがあります。

「貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施について」金融庁が同制度を運営する民間金融機関団体と連携して制度の周知に取り組まれており、日本貸金業協会と全国銀行協会における対応が個々の具体的な取組実績等にも報告されております。貸付自粛の受付状況について、日本貸金業協会のデータを見ますと、令和4年度、前年度に比べ受付状況が22.6%の増加となっておりまして、貸付自粛制度を知った経緯は家族からの紹介と協会のホームページが全体の76%、4分の3を占めています。貸付自粛登録の目的で最も多いのが、やはりギャンブルがやめられないということになっています。さらに貸付自粛制度の撤回時には生活改善がなされているというデータも、同協会では6割以上と示されているということがあります。

先日、6月2日に開催された多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会においても、多重債務かつギャンブル等に関する相談件数が2020年以降のコロナ禍において緩やかに増加傾向にあると、全国の消費相談センターなどから寄せられた相談件数からも明らかになっています。したがって、引き続き貸付自粛制度の周知を行う一方で、ギャンブル等依存症の改善、多重債務防止につながる取組を強化することも重要であると考えていることも改めてここで意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○樋口会長 貴重な御意見をありがとうございました。

何か事務局のほうからございますか。特にいいですか。分かりました。

それでは、谷杉委員、お願いいたします。

○谷杉委員 ありがとうございます。

先ほど多重債務の問題も出ましたので、自治体での身近な窓口での相談対応ということ、御紹介ができればと思ひまして発言をさせていただきたいと思ひます。

計画の中でも、具体的な取組実績といたしまして、自立相談支援機関の支援員であったり、福祉事務所ケースワーカーへの研修等の実施という点は挙げられておりますが、そういった意味で、それぞれの支援員、ケースワーカーに対しては、適切な支援というところへの期待は大きなものがあると認識をしています。

早期に治療や専門相談につなぐ一方で、それぞれの制度や事業におきましては、本人や御家族の生活再生に向けた支援の取組も現在行っているところです。例えば生活困窮者に対する家計改善支援事業では、家計に問題を抱える方からの相談に応じて、相談者の方と共に家計の状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出しながら、将来にわたって家計を自己管理できるように伴走して支援を行っているところです。

岡山市では、生活保護受給者に対してもこの事業を行っておりまして、事案といたしましては、パチンコで保護費や年金のほとんどを使ってしまって食料も買えない状況に陥った受給者から相談を受けたケースワーカーが、市の依存症相談支援センターへの相談と家計改善支援事業への参加を働きかけたことにより、ギャンブルからの回復支援プログラム



や自助グループへの参加とあわせて、ケースワーカーとは異なる角度からの家計相談支援員の関与が、単身で生活されていた御本人を大きく支える存在になったことで、その後の生活の安定につながったという事例もありました。

現在、家計改善支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業として、令和4年度で8割を超える自治体で実施をされています。一方で、生活保護受給者に対してこの事業を行っている自治体は、令和3年度で8.5%とまだまだ少ない状況ではありますが、こういった角度から寄り添い型の支援、身近な自治体において支援が行われているということも皆様のほうにお伝えできればと思ひまして、発言をさせていただきました。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

貴重な情報をありがとうございました。

黒沢委員、よろしく申し上げます。

○黒沢委員 目白大学心理学部に所属しております黒沢と申します。学校臨床やスクールカウンセリングを専門として、日々、小・中・高校生や教職員の先生方の相談に応じております。第1期からお世話になっております。よろしく申し上げます。

啓発に関しての意見として申し上げます。既に話題として挙げられておりますが、インターネットやゲームに対して子供たちの依存的な状況が加速しており、低年齢化しております。御存じのとおり、不登校は、9年連続増加、令和3年度が過去最多の数、24万5千人に登っています。スクールカウンセリングの現場からの実感として、その背景に、ゲーム依存などから昼夜逆転して不登校に至っている状況が非常に多く見られます。スマホやSNSなどは、子供たちにとってすでになくはないものであり、多くの功罪を与えています。

申し上げたいことは、本当に今の子供たちは紙媒体をほとんど見ない。インターネット上の動画やアニメで物事を吸収し情報を交換しています。そのような子供たちの実態に沿った啓発のスタイルや方法、また内容の工夫が、コロナ禍によるオンライン手段の普及拡大の時期を経た今、改めて必要となっていると強く思います。

また、今回新たにリカバリーに関係する方々が委員に入ってくださいしています。そういう方々からぜひ、低年齢の若い子供たちにお伝えになりたいことも、この会議の中で教えていただけたら啓発に役立つことと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

今、どういう状況かといいますと、令和4年度までの対策に関しての御意見をお伺いしているのですけれども、この後で、そのようなことではなくてももう少し自由な意見もお聞きすることになりますので、もし対策に関する御意見がございましたらお聞きしたいと思ひますが、もう少し自由な意見でしたら、その後のセッションでお話を聞きます。いかが

でしょう。何かございますか。

もしなければ、次に、各委員からギャンブル等依存症対策に関して自由に御発言をいただきたいと思います。質問や御意見がある方は挙手などで意思表示をお願いいたします。いかがでしょうか。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 ありがとうございます。

先ほど浜田委員からも貸金業協会の取組について御発言がございました。貸金業協会の自粛制度は、インターネットで受け付けるようにしたことによって、非常に受付件数が伸びたようです。投票をインターネットでやるというのと同時に、ハードルを下げた自粛制度の受付ということが必要ではないかと思います。本人確認であるとか意思確認というのは非常に大事だとは思うのですが、ハードルを下げて、一旦そういうところにつながることによって、また次のステップに移行できる可能性が出てくるかと思いますので、ぜひハードルを下げた受付をしていただきたい。パチンコの自己申告は、結構手順が難しいなというふうに見させていただいたので、何とかそこら辺のハードルを下げるようなことができないのかなと思った次第です。

以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。御発言がまだの方々もいらっしゃいますが、何かの形で御発言いただければと思います。いかがでしょう。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 パチンコ・パチスロ産業21世紀会の阿部でございます。

令和4年度、我々遊技産業がやってきた実施の報告書をまとめてまいりましたので、皆さんのお手元に配らせていただいています。

まず1つがリカバリーサポート・ネットワーク、ぱちんこ依存問題の相談機関です。そういった活動を引き続きやっております。2022年は相談件数が2,937件と減っております。これは一つ何かというと、コロナの影響が非常に大きかったのではないかと感じております。一番多かったときは5,795件ありましたので、そういった部分で今、若干減っているということです。

あと、安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度ということで、アドバイザーとは何かというと、正しい遊技をしてもらうようなことをきちんと相談というかお話ができる人間を各お店に置きましょうということで、研修を受けた上でアドバイザーを置くような形にしております。1名以上アドバイザーがいる店舗が現状97.8%、実際ホールに配属されているアドバイザーが22,965名おります。

それから、広告・宣伝の指針の策定という部分では、共通標語をつくって、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」ということで、あらゆるところでそういった標語を使う。標語の使用率が今、97.1%になっております。

18歳未満の立入禁止では、年齢確認を実施しているところですが、実施している店舗の状況が今は99.9%、本来100%でなければいけないのですけれども、ここが99.9%になっておりますので、漏れのないように進めてまいりたいと思っております。

それから、普及啓発の推進ということで、啓発週間等の実施状況という部分では、先ほどポスターのお話が出ておりましたけれども、我々独自に啓発ポスターを作るとともに、内閣官房から頂いているものの配付、それからデジタルサイネージなどを使った表示、そういったものも行っています。また、パチンコ・パチスロ依存問題のウェブフォーラムを公開するような形にしております。

それから、自己申告・家族申告プログラムの普及と改善という部分では、今、うちの業界で一番実施率が低いのがこの自己申告・家族申告プログラムの普及と改善というところで、導入促進を行った結果、導入率は今、78.3%まで来ておりますけれども、これをもう少し上げていくよう、業界全体としては努力しているところになります。

それから、営業所のATM・デビットカード等の撤去等ですが、去年はATMが6%、デビットが11%減少しております。

それから、民間団体への経済支援ということで、去年は8団体1,110万円を助成しております。

それから、依存症専門医療機関の広報協力というところでは、安心パチンコ・パチスロリーフレットというものを各店舗に置いて、その中で、依存症対策全国センターのホームページなどの紹介を行っております。

それから、有識者会議を設置して、毎年、第三者の有識者の方に提言をいただき、施策に生かしております。

それから、健全化推進機構という第三者機関があるのですけれども、そちらによってホールの依存対策の実施状況を確認しており、2022年は1,721店舗の調査を行っていただいております。

それから、各地域の連携協力体制への参画という部分では、各都道府県の協議会・連絡会への参画、依存問題セミナーの開催、各地での依存回復施設への寄附・助成というようなものを進めております。

それから、リハビリサポート・ネットワークの相談データの分析、今日は皆さんにお配りしておりませんが、リハビリサポート・ネットワークで毎年報告書を作っております、その内容をしっかり状況を共有させていただいております。

それから、出玉規制を強化した遊技機の普及ということで、旧規則機の入替えを完了しまして、昨年11月からはスマート遊技機という形で、出玉の限度が決まっている遊技機の導入が始まっております。

先ほど店舗数が減少しているのではないかというお話がありました。一番最後に遊技産業レポート2023というものを配らせていただいておりますけれども、6ページにパチンコホールの規模ということで、平成7年、1995年の18,244軒が、令和3年、2021年では8,458

軒という形で出ておりますけれども、昨年末ではもっと減っております。この6年間で7,665軒になっておりまして、全国ではこの6年間で30.23%の店舗が減少しているという状況になっております。

それから、もう一つお手元に資料としてお配りさせていただいているのが、都留文化大学の早野教授の講演録になっています。「そんなにパチンコが悪いのか：社会学から見たギャンブル依存」ということで、早野先生の講演を記録させていただいています。

人間社会において、優越感と開放感を満たすことができるギャンブル・遊技はなくならない。楽しいことには、依存が付きまとう。依存が起こるから、そのもの自体が駄目というものではない。依存問題の推定人数の取り方による問題、536万人の根拠は不確かであり、それに基づく憶測による発言、マスコミ報道が問題。射幸性、偶然の財産的利益を望む心理状況が最も高いのは宝くじで、パチンコは低い。IR導入に関して、根拠なくパチンコを悪者に、パチンコが最も問題であるような要素はない。パチンコは低額で開放感と優越感が得られることに意義がある。人口の少ない地域ほど平均的なSOGSスコアが高い。人口の多い地域はギャンブル場が多くてもSOGSスコアが低い。娯楽が少ないとギャンブルに向かう傾向がある。偏見に満ちた依存症の認識が依存症者を孤立させる。必要なのは地域社会での助け合い。地域での娯楽活動がギャンブル依存問題の解決のヒントではないか。あくまでも科学的なデータが必要であり、実態を調査して科学的に対策を取ることが必要、感覚的な対応では駄目などと言われております。

細かい話をするとな非常に時間も長くなってしまいますので、もうこの程度にしておきますけれども、早野先生はどういう形で調査されているかということ、20～80代のモニター492,963人に質問票を配付して、14,780人の有効回答があったと。そういう中での統計を取っていただいています。その後、2021年、2022年も現状やっておりますけれども、まだまとまり切っておりませんので、また今後どういう状況に変化しているか、そういったものが見られるかと思えます。

『Nature』の電子版である『Nature Scientific Reports』というところにも掲載されておりますので、こういった内容をしっかり我々としても参考にしながら進めてまいりたいと思っています。

その次の資料が『遊報』、我々全日遊連という全国の遊技場組合の会報誌ですけれども、パチンコやマーじゃん、スロット、カードゲーム、そういったものを含むゲームによって機能回復を進めているデイサービスがあるということで、先日テレビでもこのことをやっておりますけれども、一つそういったものもあると。私、阿部の会社でも特別養護老人ホームを持っているのですけれども、スロットを入居者の方にやってもらったら、ぼけていたのではないの、あのおじいさんという人が非常に活発になったとか、そういった意味では、機能回復においてはこういった遊びの要素も必要かなと思っています。

それから、遊技産業レポートというのは、先ほどもお話ししたように、店舗だけではなく、我々の業界の1年間をまとめた状況になっておりますので、後でゆっくり御覧になっ

ていただければと思っています。令和4年度というか、2022年のまとめということで今日資料を提出させていただきましたので、時間がある限り御覧になっていただければと思っています。

以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。

吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 先ほどの電話相談の状況について簡単に御説明いたします。

24時間365日、依存症の相談を電話で受け付けています。2022年度の数は来月に公開するため、今、取りまとめの最中です。コールの総数は7,548件女性は午後から夕方にかけて、男性は夜から深夜にかけての相談が多い傾向です。なお、男性は10～30代の方が6割、女性は40～60代が6.5割で、女性のほうが年齢が高い傾向にあります。

電話いただいた方にはフォローアップのお問い合わせもしていますが、自己申告によると、精神障害を患っている方が3.5割、そのほか心療内科に関わるような方々も含めると、4割以上が何らかの精神的な疾患や障害、問題を抱えている方々ということになります。

そういった意味では、一般に「ギャンブル依存症」という言葉で表現されていることが多いですが周知の在り方によっては偏見を生むことにならないか気になるところです。

なお、依存症全般の相談を受けていますが、公営競技とパチンコ以外の相談が2割以上を占めています。その内訳としては、カジノ、株・FX、宝くじが3本柱になっています。21年度と22年度を比較しますと、カジノは微増、株・FX・仮想通貨が微減、宝くじが3倍以上に伸びております。原因は分析しておりませんが、相談件数としては、競輪、オートレースと比較すると同等の件数になっていますので、無視のできない件数と思っております。

また、電話相談の結果、最終的にはギャンブルの参加日数が減った、金額が減った、あるいは衝動に勝てるようになったという全体傾向にあります。

克服をしていく対処方法の中心は、運動したり、趣味の活動、文章を書いたり、本を読んだり、また、趣味も含めた生活習慣を見直すことで、半分以上の方が頻度あるいは掛金が減っています。なお、何の影響もしないという方も1.5割ほどいらっしゃる状況です。

先ほど借金の話がありましたけれども、事後調査4,718件の回答がありましたが、そのうち借金がある方が6.5割おられます。全体のうち34.4%の方が債務整理の経験があり、かつ借金もある方となっています。債務整理の経験があつて借金のない方が8.5%ですので、債務整理の経験のある方のうち8割がいまだに借金があるという状況です。債務整理の経験がありながら借金をして、さら悩んで相談される状況が多いので、借金の対策や、考え方の整理、予防というところは非常に大切なところと思っています。

2022年度の相談の状況について速報として御紹介いたしました。

以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

辻本委員、どうぞ。

○辻本委員 せっかく参加させていただいたので、ざっくばらんな話でいいでしょうか。

全国のセンター長会のデータ、これはオープンになっていると思うのですが、全国のセンターで受けている相談件数、ギャンブルは令和3年度で年間約6,800件、薬物が約5,000件、アルコールが約4,000件、ゲームが約1,000件、相談機関としては結構受けているかなと思います。啓発事業においても、ギャンブルで困っている人・家族が、どこへ行ったらいいのかわからないときに、行政としての受皿になっています。

今後いろいろ考える上で、まずはハードな防止というか、薬物依存症対策の経験で心配するのが、オンラインカジノがどう広がっていくか心配です。危険ドラッグのときは警察が水際でしっかり取り締まってくださったので、日本であまり拡大せずに推移しております。オンラインカジノに関しても、違法行為に対しての取り締まりをぜひお願いしたいです。

あとは、皆さんがおっしゃるような地道な関わりというところで、依存症、病名として診断できるのは医療機関だけです。精神科医療に関して初診に時間がかかるとか、診察時間が短いとか、いろいろと批判を受けています。依存症に対する医療は時間と労力がかかって、診療報酬的になかなか現状、十分に評価されていません。薬で治すわけではないので、人と人の兼ね合いで治療していくところにすごく労力がかかります。その辺の評価をお願いしたいです。

あと、診断がつかない段階で、家族支援だとかをしていく上で、保健所や精神保健福祉センターは相談機関としての役割を果たしているのですが、どうしてもマンパワーがまだまだ足りません。人員とか予算、継続的にしていく必要があるので、そういうところも考慮いただきたい。どの機関も自分のところ1か所ではうまくいかないと思うので、医療と保健福祉、司法、消費者、教育、地域連携、地域づくりをしていかないと・・・、得意なところはそういうところを生かしてもらってというところでは。

皆さん感じているように、やめるきっかけは個人によって様々で、お金がなくなったからやめるという人もいれば、価値観的にしんどくなったからやめるだとか、精神科のお医者さんのところへ行って依存症を学んだとか、いろいろ価値観によって違うと思うので、そういういろいろなきっかけがもらえるようなところに数多く行けるように、そういうネットワークをつくっていただきたい。依存症なので、スリップというか失敗してしまうこともあるわけです。失敗しても孤立せずに引き続きやっていくような体制づくりができればありがたいなと思います。

何より、ギャンブルだけの問題ではなくて、ギャンブルをしなくなった後の生活を充実させていける世の中を作っていくか。子供もゲームとかネットとか、別に依存しようと思わなくても、毎日が辛いから、それ以上にほかにすることがないというか、人間関係

がうまくいっていないから何かに依存せざるを得ないとしたら、その根本的なところら辺までも検討していく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

○樋口会長 それでは、今まで発言のない方からもお話をお聞きできればと思います。

池田委員、いかがですか。

○池田委員 ありがとうございます。

実際に日々、ギャンブル依存症の支援をしていく中で、もう既にお話が出ているとおり、最近特にオンラインギャンブル、オンラインカジノに対する相談が非常に増えていまして、違法であるにもかかわらず、ネットではあたかも合法のような書き方をして、それを信じた方々が違法性を認識しないままオンラインカジノに参加することが実際に増えているというところがありますので、注意喚起をもっともっていただきたいなというのがまず一点あります。

あと、本当に時代はすごく速く進んでいて、数年前までは公営競技のオンライン投票についていろいろ議論されていたと思うのですが、最近、オンライン投票の中でも後払い決済ができるような仕組みができていたりとか、特に競艇とかオートレースというのは多くの投票サイトが存在していて、そこでいろいろサービスを競い合って、ポイントをつけたりとかできるものがあるのです。何とかペイとかクレジットカードとかを使って電子決済の後払いができるのですけれども、極端な言い方かもしれないのですが、後払いでギャンブルするというのは、最初から借金でギャンブルしているのと何ら変わらないという印象を自分としては受けていますので、借金をギャンブルで返したいというのが当事者心理の特徴として一つあるので、後払いの決済日までに何とか負けを取り戻したいとなって、そういう心理が働いて、参加の頻度とか金額が増えるというリスクがありますので、その点についても一つ、今の段階でいろいろ問題があるのかなと思っています。

最後に、会議の中でも既にお話があったかと思うのですが、相談される方の若年化が非常に進んでいて、それはネットの影響なのかなと思いますので、その対策も必要なかなと思います。

もう一点あるのですが、多重債務問題に関連して、ヤミ金の問題が相談の中で非常に悲惨な状況になっていまして、貸付自粛とかで正規の金融機関からお金が借りられなくなってヤミ金に手を出す。ヤミ金の返済が滞って、犯罪行為に加担させられたりとか、御自身の銀行口座とか携帯電話とかを犯罪の集団に渡してしまったり、それが使われて口座凍結される、携帯電話が凍結される。仮に支援につながったとしても、将来的に銀行口座が開設できないとか、携帯が契約できないとなって、社会参加がやはり難しくなるというパターンがありますので、ヤミ金についての対策も必要になってくるのかなと思っています。

日々、自分もギャンブル依存症の業界に関わっていく中でも、時代がどんどん進んでいて、私はギャンブルをやめて8年になるのですが、8年前に自分がやったことが

ないギャンブルがどんどん出てきているので、時代に先立った対策が必要になってくるのかなというのが私の印象です。

ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いできますか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

様々な御意見を伺って、かなり進んだものもあるなと感じました。今回、パチンコなどでもATMの撤去が進んでいたりとか、サポート、相談窓口が増えていたりとかというのは、家族のほう、自助グループのほうなんかにもいらっしゃる方の中に、そういうところに相談して自助グループに行くといいですよとか、ホームページを教えていただいて来ましたという方が最近いらっしゃるの、そういうところの取組が機能しているなというのは最近感じております。

ただ、まだまだ家族のアクセス制限みたいなことは御存じない方が多いのです。そういう啓発に関しては、アクセス制限だけでなくどのこともそうですけれども、どういうところに相談したらいいとか、そういうものをもっともっと宣伝されるような形、ポスターなんかも作っていただいたものが精神保健センターの中に貼られていたりとかというのは目にするようにはなりましたが、もっと一般的な方が見られるような場所にも掲示していくということとか、先ほどから話に出ているSNSの中で宣伝をもっともっと効果的にしていくということは今後必要ではないかなと思っています。

ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いできますでしょうか。

○山口委員 今日初めてこの会議に参加させていただきまして、ギャンブル依存症の問題に対していろいろな取組が行われているということを私自身も勉強させていただきました。

競馬の問題に関連して言いますと、先ほど、資料の2ページにある本人申告と家族申告のアクセス制限の実施件数の推移のところ、どうしても本人申告が多くて家族申告が少なくなっているのですけれども、家族が全然相談しないのではなくて、実際のところは家族から、お父さんもうやめてよというようなことを言う場合が多いのですけれども、先ほどから御説明があったように、家族で申告するためには、本人の意思とは別に申告しなければいけないものですから、診断書をお医者さんに書いてもらうとか、そういったことが必要になるわけです。そうすると、家族が本人に対してお医者さんに行くよう説得する前に、本人を競馬場に連れて行って、実際にアクセス制限を本人の名前でしていただくことの方が容易ですから、本人申告のほうで圧倒的に多い状況になっていると考えているところでございます。

アクセス制限もそうですし、インターネット投票における購入限度額設定、こういったものを我々としても適切に運用しながら、ギャンブル依存症に対処していきたいと考えて



おります。

○樋口会長 ありがとうございます。

それでは、ユウ委員、お願いいたします。

○ユウ委員 元ギャンブル依存症のユウと申します。依存症者だった者です。

最近の例えばGAだとか、自助グループに来る人の年齢は、データどおり確かに若い方が多いです。私の息子ぐらいの方たちが来るのですけれども、私がギャンブル依存症に至った頃と比べると違うのは、私も長年かかってギャンブル依存症ということに気がついた、長年かかって、蓋を取ったらひどいことになっていたという経過があるのです。最近の傾向とすると、女性の方とか若い方については、特に短い間に借金をしてしまうということが非常に増えています。

インターネットのアクセス制限とか、会議で出ている自粛だとかでちょっと思うのが、これから法律の網をくぐってギャンブルが何とかできないかなんていうことを考えるとしたら、インターネットから申込みができる仮想通貨による投票はすごく中毒性が強いのではないかなとつくづく思います。そういった方を見てきたこともあります。株とかFXとかを想像するのですけれども、私が思うことは、政府が、金融サービス等の会社とか、仮想通貨を使用する方法について規制するということを提案したいなと思いました。自分の意見としてです。

以上です。ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

ちょっと聞き取れない部分がありましたけれども、記録のほうは大丈夫ですか。後でまたお願いいたします。

ありがとうございます。

ほかにございますか。

吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 吉倉でございます。

先ほど池田委員からボートレースの舟券は後払いできるとおっしゃっていたかと思いますが、ボートレースで後払いは一切できない仕組みになっています。

○池田委員 申し訳ないです。オートレースです。競輪とオートレースです。

○吉倉委員 失礼しました。

ありがとうございます。

○樋口会長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員 ありがとうございます。

今日の御発言の中で、これだけ啓発が進んできると、依存症が社会的な認知も進み、どなたかの御指摘もありましたように、それが場合によっては差別的に使われてしまうと

いう問題も出てくるかなと思っております。悪口として依存症が使われるということです。そこは私たち啓発の一つの副作用みたいなところだと思うのですが、啓発の中で正しい姿を認識していただくこととか、支援とか回復がどこで得られて、どういうふうにしたらいかということまで、地域の中で皆さんに知れ渡り、依存症が回復できる病気だということも一緒にメッセージを発していくことが悪口に終わらない大事なポイントかなと今日思いましたので、そこだけ発言させていただきました。

以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。

依存症というのは、悪いイメージがついて回るということはよくありますね。とても大事な話だと思います。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日の議論はここまでとしたいと思います。

本日の議事録につきましては、事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えております。

今後の予定など、事務局から連絡事項などがございましたらよろしくお願いいたします。

○小西参事官 会長からもありましたとおり、議事録の確認につきましては、案ができ次第、発言された委員の皆様へ順次確認メールを送付させていただきますので、お手数ですが御確認のほうをお願いいたします。

また、今後の会議の日程等につきましては、会長とも相談の上、委員の皆様と調整をさせていただきます。

また、増田委員に御回答させていただきました数値については、後ほど事務局のほうからまとめて委員の皆様へメール等で共有をさせていただきます。

○樋口会長 それでは、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、以上で第11回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。